



1. 届出の種類について

(1) PCB廃棄物を保管している全ての事業者 ※ の届出は、全ての方が必ず提出するものです。

こんなとき	届出の種類	提出の期限
<ul style="list-style-type: none"> 年度末にPCB 廃棄物を保管している 年度末にPCB 廃棄物はないが、前年度中にPCB廃棄物の処分を委託した、または前年度中PCB廃棄物の保管場所を移動した 	「保管及び処分状況等届出書」【様式第1号】 ※前年度の状況	毎年度6月30日
<ul style="list-style-type: none"> 保管事業場を変更した 	「変更届出書」【様式第2号】	変更後10日以内
<ul style="list-style-type: none"> JESCO 処理対象区域を越えて保管場所を移動する必要があるため、環境大臣の確認を受けたい 	「確認申請書」【様式第3号】 ※環境大臣に申請します	あらかじめ
<ul style="list-style-type: none"> 全ての高濃度PCB 廃棄物の処分の委託を終えた 全ての低濃度PCB 廃棄物の処분을終えた 	「処分終了届出書」【様式第4号】	委託締結日から20日以内 処分終了日から20日以内
<ul style="list-style-type: none"> 特例処分期限日までに処分することが確実であるので、その旨の届出したい 	「特例処分期限日に関する届出書」【様式第5号】	処分期間の末日まで
<ul style="list-style-type: none"> 特例処分期限日届出の内容に変更がある 	「変更届出書」【様式第6号】	変更後10日以内
<ul style="list-style-type: none"> 保管事業者(法人)の分割、合併、承継があった 保管事業者(個人)の相続があった 	「承継届出書」【様式第7号】	承継後30日以内
<ul style="list-style-type: none"> 例外規定に該当し、PCB 廃棄物を譲り受けた 	「譲受け届出書」【様式第8号】	譲受後30日以内

(2) 高濃度のPCB使用製品を所有している事業者 ※ の届出は、全ての所有者が必ず提出するものです。

※PCB 使用製品が電気事業法に基づく電気工作物の場合には、以下の届出は不要です。

こんなとき	届出の種類	提出の期限
<ul style="list-style-type: none"> 年度末に高濃度PCB 使用製品を所有している 前年度に高濃度PCB 使用製品を移動した 	「廃棄の見込みに関する届出書」【様式第1号】 ※前年度の状況を届け出る	毎年度6月30日
<ul style="list-style-type: none"> 高濃度 PCB 使用製品の所在の場所を変更した 	「変更届出書」【様式第2号】	変更後10日以内
<ul style="list-style-type: none"> 所有していた全ての高濃度PCB 使用製品の使用をやめた 	「廃棄終了届出書」【様式第4号】	使用をやめた日から20日以内
<ul style="list-style-type: none"> 特例処分期限日までに処分するため届出したい 	「特例処分期限日に関する届出書」【様式第5号】	処分期間の末日まで
<ul style="list-style-type: none"> 特例処分期限日届出の内容に変更があった 	「変更届出書」【様式第6号】	変更後10日以内
<ul style="list-style-type: none"> 所有者(法人)の分割、合併、承継があった 所有者(個人)の相続があった 	「承継届出書」【様式第7号】	承継後30日以内
<ul style="list-style-type: none"> 高濃度PCB使用製品を譲り受けた 	「譲受け届出書」【様式第8号】	譲受後30日以内

2. 届出の様式・添付書類は？

- 各種届出書の様式関係は、県ホームページ（下記参照）からダウンロードできます。
- インターネットが使用できない場合には、下記「3」にお問い合わせ下さい。

3. 届出書の提出先及び問い合わせ先

(対象区域)	窓口・問合先機関	所在地	電話番号
村山地域	村山総合支庁環境課	〒990-2492 山形市鉄砲町 2-19-68	023-621-8422
最上地域	最上総合支庁環境課	〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034	0233-29-1287
置賜地域	置賜総合支庁環境課	〒992-0012 米沢市金池 7-1-50	0238-26-6034
庄内地域	庄内総合支庁環境課	〒997-1392 三川町大字横山字袖東 19-1	0235-66-4914

PCB廃棄物（高濃度PCB使用製品）の新規発生及び処分に伴う必要届出対応表

令和3年5月

・年度内のPCB廃棄物（高濃度PCB使用製品）の状況として7項目（①～⑦）示しています。①～⑦の項目にあてはまる（「○」が記載されている）か否かにより、14通りのケースに分けています。事例1～14に対応して、その行の右側網かけの「必要な届出」の欄に「○」の記載がある種類の届出が必要となることを表しています。

	年度内のPCB廃棄物（高濃度PCB使用製品）の状況							必要な届出							
	PCB廃棄物（※1）				高濃度PCB使用製品（※1） （電気事業法による電気工作物を除く）			当該年度の届出				翌年度の届出			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	保管及び処分状況等届出 （様式1）	処分終了の届出 （様式4）	廃棄の見込みの届出 （様式1）	廃棄終了の届出 （様式4）	保管及び処分状況等届出 （様式1）	廃棄の見込みの届出 （様式1）		
	① 4月1日時点で（前年度から継続して）保管しているPCB廃棄物があった	② 新たなPCB廃棄物を保管した	③ 全ての高濃度PCB廃棄物の処分を委託し終えた	④ 全ての低濃度PCB廃棄物の処分を終えた	⑤ 4月1日時点で（前年度から継続して）所有している高濃度PCB使用製品があった	⑥ 新たに高濃度PCB使用製品を所有することになった	⑦ 高濃度PCB使用製品の使用をやめた								
事例1	○				/			○				○			
事例2	○	○						○						○	
事例3	○	○	○					○			○			○	
事例4	○	○	○	○				○			○	○		○	
事例5	○		○					○			○	○		○	
事例6	○			○				○			○	○		○	
事例7		○	○	○				○			○	○		○	
事例8		○		○				○			○	○		○	
事例9		○	○					○			○	○		○	
事例10					○					○		○			
事例11					○	○				○		○			
事例12					○	○	○			○	○	○			
事例13					○		○			○	○	○			
事例14						○	○			○	○	○			

※1 PCB廃棄物を保管し、かつ高濃度PCB使用製品を所有している場合には、両方の届出が必要となります。